

微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起情報の提供について

平成25年3月19日
環境部水大気環境課

長野県では、3月14日に「微小粒子状物質(PM2.5)に関する関係機関連絡会議」を行い、市町村等関係機関との調整後、3月15日から「長野県微小粒子状物質(PM)に関する注意喚起要綱」の運用を開始した。

注意喚起情報提供の概要

判断基準

の注意喚起の実施要件	日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予測される場合
判定基準	午前5時から7時の1時間値の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合
判定対象局	一般環境大気測定局の最大値

喚起方法

1 公表時間等

PM2.5濃度の一日あたりの平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を越えると予測される場合には、午前8時までに、全県区域を対象に注意喚起の「PM2.5のお知らせ」を公表する。

2 注意喚起の周知方法

- ・ 県のホームページで注意情報を公表する。(注意日と通常時に区分して常時掲載)
- ・ 防災FAXやメール、電話により市町村、県関係機関を経由して、保育所、幼稚園、小・中・高等学校や社会福祉施設、医療機関等に情報を伝達する。
- ・ 報道機関への緊急メール、プレスリリースによる情報提供を行い、迅速な報道を依頼する。

3 注意喚起の内容

- ・ 本日のPM2.5濃度が、日平均70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える可能性があること。
- ・ 不要不急の外出は控えること。
- ・ 屋外での激しい運動はできるだけ減らすこと。
- ・ 屋内の換気や窓の開閉は必要最小限として、外気の侵入を防ぐこと。
- ・ 外出時はマスクを適切に着用することが望ましいこと。
- ・ 引続き県が公表する1時間毎の速報値を注視すること。

4 注意喚起情報の取扱い

注意喚起の「お知らせ」は、屋外で活動する機会の増える日中の行動の参考情報として公表し伝達するものであることから、翌日午前0時をもって、この注意喚起の情報は自動的に解除されるものとする。

その他の情報提供

◇通常時の情報提供

- ・ PM2.5に対して感受性の高いとされる呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等では、健康や体調の変化に注意するよう、県のホームページでお知らせしている。

◇注意喚起情報の基準に該当しない場合の情報提供

- ・ 近県等で高濃度のPM2.5が観測された場合など、県民への情報提供が必要と判断される場合には、県のホームページ等で随時情報提供を行う。

長野県環境部水大気環境課大気保全係
(課長) 村田 博
(担当) 渡辺 ゆかり 飯田 幸雄
〒380-8570 長野市南長野字幅下 692-2
TEL 026-235-7177 (直通)
FAX 026-235-7366
E-mail mizutaiki@pref.nagano.lg.jp

長野県微小粒子状物質(PM2.5)に関する注意喚起要綱

第1 目的

この要綱は、最近の微小粒子状物質(PM2.5)による大気汚染への対応（平成25年2月PM2.5に関する専門家会合報告）に基づき、PM2.5の濃度が注意喚起を要する濃度が予想される場合の知事の措置に関し、県民の健康を保護するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 測定方法

大気中におけるPM2.5濃度の測定は、第3に掲げる測定局（以下「測定局」という。）において、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）第18条に規定する測定方法により行う。

第3 測定局

注意喚起の措置を行うための大気汚染状況の測定は、別表1に掲げる測定局において行う。ただし、第5で定める別表2の基準は、一般環境大気測定局による測定を対象とする。

第4 気象情報等の収集

注意喚起の措置に必要な気象情報等は、測定局、長野地方気象台、環境省ホームページ「大気汚染物質広域監視システム（そらまめ君）」等から収集する。

第5 注意喚起の措置基準

注意喚起の措置は、環境部長が別表2の基準により行う。

第6 注意喚起の措置等

一般への注意喚起及び関係機関への連絡等は別図に掲げる経路により行うとともに、別記1「注意喚起時における措置及び注意事項」により対応する。

第7 関係機関への協力要請

注意喚起の措置を行うにあたっては、隣県担当部局、その他関係機関と連絡を緊密にすると共にこの要綱の実施に必要な限度において協力を求める。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

この要綱は、平成25年3月15日から実施する。

別表1 PM2.5濃度測定局

No	局区分	測定局	所在地	地点	設置主体
1	一般環境大気 測定局	環境保全研究所	長野市	環境保全研究所	県
2		松本	松本市	松本合同庁舎	
3		諏訪	諏訪市	諏訪合同庁舎	
4		伊那	伊那市	伊那合同庁舎	
5		佐久	佐久市	佐久合同庁舎	
6		木曾	木曾町	木曾合同庁舎	
7	自動車排出ガス 測定局	松本渚交差点	松本市	松本渚交差点	県
8		上田常磐城	上田市	上田市常磐城	
9		更埴インターチェンジ	千曲市	更埴 IC	
10		岡谷インターチェンジ	岡谷市	岡谷 IC	
11		飯田インターチェンジ	飯田市	飯田 IC	
12		鍋屋田	長野市	鍋屋田	長野市

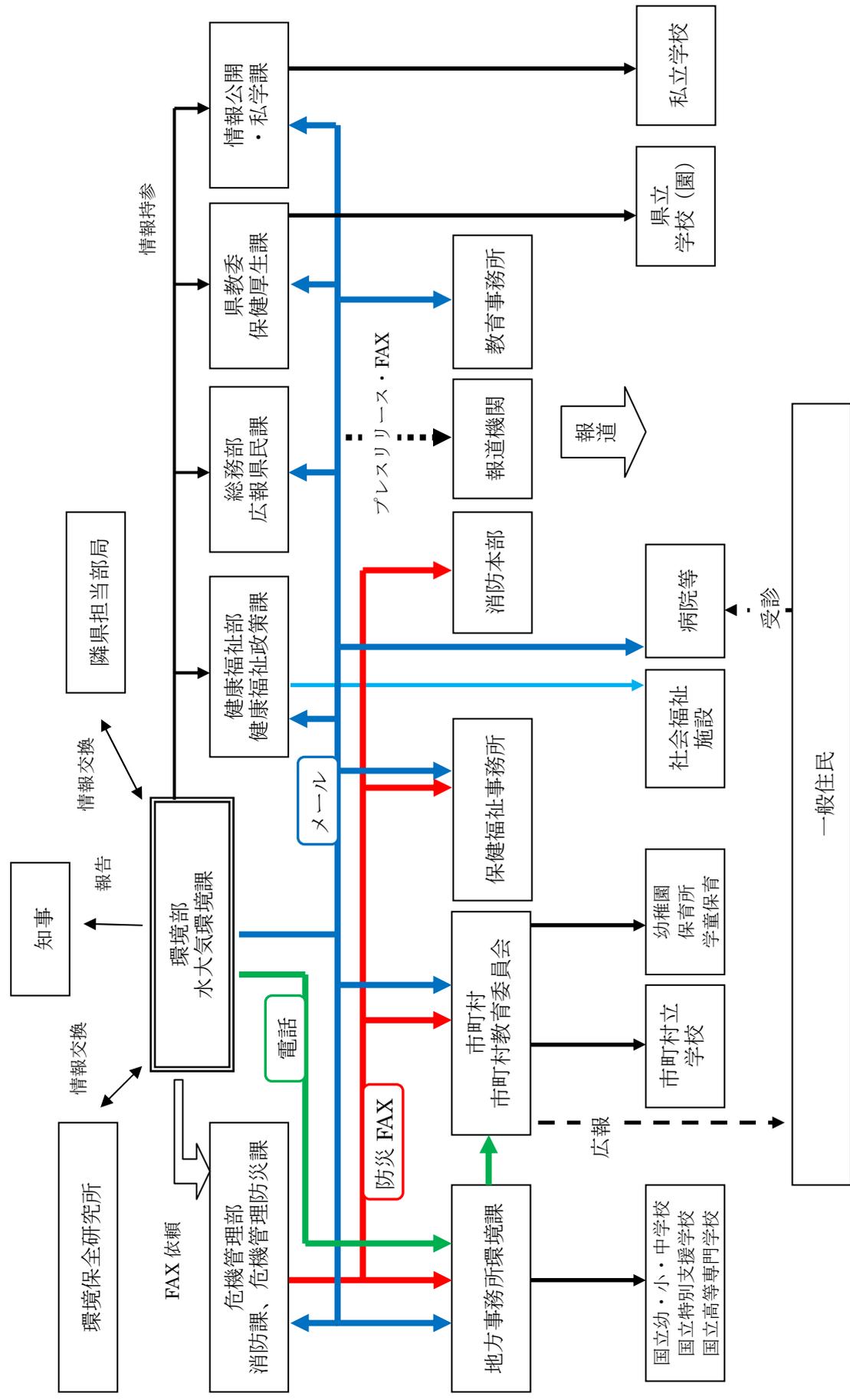
別表2 注意喚起の措置の基準

措置基準	判定の基準	注意喚起対象地域
一般環境大気測定局における当該日のPM2.5濃度の1日平均値が70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合	一般環境大気測定局のいずれかで、測定された当該日の午前5時から7時の1時間値の平均値が85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ よりも大きくなった場合	全県地域

ただし、当該措置は基準が該当する日（午後12時まで）に適用されるものであり、翌日は別に判定するものとする。

別図

PM2.5 注意喚起連絡体系図



別記1

注意喚起時における措置及び注意事項

1 一般的な周知

行政機関は以下の事項について一般に周知する。

- (1) 不要不急の外出や屋外での長時間の運動をできるだけ減らす。
- (2) 屋外になるべく出ないようにし、屋内においても換気や窓の開閉を必要最小限にする。
- (3) 屋外で活動する際には、高性能な防塵マスクを着用する。
- (4) 体調変化が大きい場合にあっては医師の診察を受ける。

2 学校、幼稚園、保育所等における注意事項

緊急時には情報伝達を徹底するほか、次の内容により対応する。

- (1) 体育等授業時間内の運動のほか、クラブ活動など状況に応じ屋外運動を控える。
- (2) 休日等において発令された場合、校庭や運動場に児童・生徒がいないか確認する。
- (3) 下校時には、児童・生徒等に途中寄り道をしないように指導する。



長野県(環境部)プレスリリース 平成〇年(〇〇〇〇年)〇月〇日

微小粒子状物質(PM2.5)に関する 注意喚起情報を発表しました

長野県は〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分、県全域に「微小粒子状物質(PM2.5)に関する注意喚起」のための情報を発表しました。

この情報を発表する濃度は、感受性の高い人が影響を感じる可能性がある程度ですが、できるだけ屋外での激しい運動は避けてください。

【発令の状況】

〇〇測定局において、平成〇年〇月〇日午前5時から7時までのPM2.5濃度1時間値濃度の平均値が、 $XXX \mu\text{g}/\text{m}^3$ を記録し、本日のPM2.5濃度1日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える恐れが生じました。

【注意事項】

不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動はできるだけ減らすようにしてください。

屋内においても換気や窓の開閉を必要最小限にして、外気の侵入を防ぐようにしてください。

呼吸器系や循環器系疾患のある方や小児、高齢者等の高感受性者は、特に体調の変化に注意いただき、変化が大きい場合は医師の診断を受けてください。

PM2.5濃度の速報値 (〇〇月〇〇日)

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

測定局	5時	6時	7時	平均値
△△局	XX	XX	XX	XX

環境部水大気環境課大気保全係
 (課長)
 (担当)
 電話：026-235-7177 (直通)
 026-232-0111 (代表) 内線 2762
 FAX：026-235-7366
 E-mail：mizutaiki@pref.nagano.lg.jp

微小粒子状物質(PM2.5)とは

大気中に浮遊する粒子のうち粒径が $2.5 \mu\text{m}$ 以下の小さな粒子であり、その成分には炭素成分や硝酸塩、硫酸塩、アンモニウム塩のほか無機元素などが含まれます。

PM2.5は粒子の大きさが非常に小さいため、肺の奥まで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患のリスクの上昇などが懸念されています。